

◎森林環境譲与税を活用した取り組みについて

森林環境税は、個人住民税均等割と併せて、国税として1人年額1,000円を納めるものであり、令和元年度から譲与が開始されています。制度創設の趣旨は、森林整備やその促進に関する施策の財源確保にあることから、譲与された税金は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の経費に充てることになります。

(歳入)

- ・森林環境譲与税 4,900 千円
- ・森林環境譲与税基金繰入金 5,460 千円

(歳出)

(単位:千円)

| 事業名 | 事業費 | 財源内訳 | | | |
|--------------|--------|-------|-----|-------|-------|
| | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 森林環境譲与税基金積立金 | 4,901 | 0 | 0 | 1 | 4,900 |
| 森林整備対策事業費 | 6,316 | 598 | 0 | 5,460 | 258 |
| 合計 | 11,217 | 598 | 0 | 5,461 | 5,158 |

- ・令和6年度末の森林環境譲与税基金残高(見込み) 6,855 千円